

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則案について

教育政策課

1 改正の理由

平成29年度より順次実施している県立中学校及び県立高等学校における扶養親族の認定及び通勤手当等の決定事務等の集約化（以下「総務事務の集約化」という。）が、平成30年度から全ての県立中学校及び県立高等学校で実施されることに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の概要

地方自治法第180条の7の規定により総務事務課長に補助執行させる事項に、平成30年度から総務事務の集約化を実施する県立高等学校の職員の扶養親族の認定及び通勤手当等の決定に関する事項を加える。

3 施行期日

平成30年4月1日

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則案

長野県教育委員会事務処理規則（昭和46年長野県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第6の3の(1)を次のように改める。

- (1) 事務局等職員並びに県立中学校及び高等学校の職員の扶養親族の認定に関すること。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

教育政策課

長野県教育委員会事務処理規則 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(別表第6) (第8条関係)</p> <p>知事の補助機関たる職員に補助執行させる事項</p> <p>1 県民文化部長に補助執行させる事項 長野県信濃美術館に関すること。</p> <p>2 観光部長に補助執行させる事項 長野県山岳総合センターに関すること。</p> <p>3 総務部総務事務課長に補助執行させる事項</p> <p>(1) 事務局等職員並びに県立中学校及び高等学校の職員の扶養親族の認定に関すること。</p> <p>(2) 事務局等職員並びに県立中学校及び高等学校の職員の通勤手当、住居手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の決定に関すること。</p>	<p>(別表第6) (第8条関係)</p> <p>知事の補助機関たる職員に補助執行させる事項</p> <p>1 県民文化部長に補助執行させる事項 長野県信濃美術館に関すること。</p> <p>2 観光部長に補助執行させる事項 長野県山岳総合センターに関すること。</p> <p>3 総務部総務事務課長に補助執行させる事項</p> <p>(1) 事務局等職員並びに県立中学校及び高等学校(長野県中野立志館高等学校、長野県北部高等学校、長野県長野商業高等学校、長野県長野工業高等学校、長野県松代高等学校、長野県屋代高等学校、長野県屋代南高等学校、長野県上田染谷丘高等学校、長野県丸子修学館高等学校、長野県蓼科高等学校、長野県望月高等学校、長野県小諸商業高等学校、長野県小諸高等学校、長野県茅野高等学校、長野県諏訪清陵高等学校、長野県下諏訪向陽高等学校、長野県岡谷東高等学校、長野県箕輪進修高等学校、長野県駒ヶ根工業高等学校、長野県飯田OIDE長姫高等学校、長野県阿智高等学校、長野県蘇南高等学校、長野県木曾青峰高等学校、長野県塩尻志学館高等学校、長野県松本県ヶ丘高等学校、長野県松本蟻ヶ崎高等学校、長野県松本筑摩高等学校、長野県穂高商業高等学校、長野県大町岳陽高等学校及び長野県白馬高等学校に限る。(2)において同じ。)の職員の扶養親族の認定に関すること。</p> <p>(2) 事務局等職員並びに県立中学校及び高等学校の職員の通勤手当、住居手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の決定に関すること。</p>